

(仮称)ハマナス再生園における
ハマナス採取のルール (案)

1. 採集に当たっては、石狩浜海浜植物保護センターへ届け出をしてください。
2. 届け出は毎年5月末までに行ってください。それ以降の届け出についても相談に応じます。
3. 採集のエリア、量は、届け出のあった団体間での協議により決定します。
4. 届け出を行った団体は、はまなすサポーターに登録いただき、(仮称)ハマナス再生園の維持管理、石狩浜の環境保全、及び石狩浜の魅力発信等、石狩浜ハマナス再生プロジェクトの推進に努めることとします。